

高知城（高知公園）で撮影を行う場合

許可の条件

- (1) 使用に際しては、観光客、通行者等の妨げにならないこと。
- (2) 安全確保のための対策を行うこと。
- (3) この使用により、いかなる権利も生じないものであること。
- (4) 使用に当たっては公園管理事務所職員の指示に従うこと。
- (5) 汚した場所については、清掃を徹底すること。
- (6) 発生したゴミ等は、使用者で処理すること。
- (7) 県において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めたときは、この許可を取り消し、又は、変更することがあること。
なお、この場合において生じた損失は、県はこれを補償しない。
- (8) 暴力団関係者であることが判明したときは、許可を取り消し、又は変更することがあること。
- (9) 使用許可に係る業務において、暴力団員等による不当要求行為等を受けたときは、県に報告を行うとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (10) その他全て県の指示に従うこと。



申請手順（持参、郵送の場合）

①撮影の**2週間前まで**に

「都市公園内行為許可申請書」及び「高知県収入証紙（必要な広告出展料分を様式に貼付したもの）※」を歴史文化財課に提出してください。

※雑誌の撮影、テレビ番組、インターネット動画等の撮影の場合は、掲載媒体の概要が分かる企画書等を併せてご提出ください。



②許可となりましたら、県から許可書を郵送します。許可書到着後、高知城公式HPに掲載している「撮影届」を別途高知城管理事務所へ提出してください。



撮影（許可書の携行は不要）

※広告出展料について

行為の許可を受ける者は、広告出展料を納付しなければなりません。以下を参考に必要な額を納付してください。県の収入証紙は、県庁の生協売店等で購入することができます。

区分	計算単位	広告出展料
写真	撮影者 1 人	月額 860円
動画	撮影機 1 台	1 時間につき 1,740円

※1月未満、1時間未満のものは、それぞれ1月、1時間として計算。
※広告出展料の額に10円未満の端数が生じる場合は、10円に切り上げ。

【計算例】

- 写真撮影（婚礼前撮り等）、カメラマン1名、3日間の場合
 $860円 \times 1人 \times 1月 \times 1.1 = 946円$ → **950円分の収入証紙が必要**
- 動画撮影（テレビ、YouTube、CM等）、カメラ1台、2時間の場合
 $1,740円 \times 1台 \times 2時間 \times 1.1 = 3,828円$ → **3,830円の収入証紙が必要**